

2012/06/08 16:54 現在の情報です。

東京都港区芝二丁目3番25号N I K Iビル5F
株式会社ジャムトースト
会社法人等番号 0104-01-095198

商 号	株式会社ジャムトースト		
本 店	東京都港区芝浦四丁目21番1号芝浦アイランドグロウタワー4713号		
	東京都港区芝二丁目3番25号N I K Iビル5F	平成24年 4月 1日移転	
		平成24年 4月 5日登記	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。		
会社成立の年月日	平成23年8月8日		
目 的	(1) 食料品、清涼飲料水、化粧品、衣料品、日用品、雑貨の卸販売、販売及び輸出入 (2) 家庭用電化製品及びその部品の製造、販売、輸出入及び修理 (3) キャラクター商品の企画、制作、製造及び販売 (4) 新商品開発計画・企画・立案・販売及びそれらの斡旋 (5) 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務 (6) インターネットのホームページの企画、立案及びコンサルティング (7) テレビ番組、映画、広告等に出演するタレント、俳優、モデル等の配役（キャスティング）に関する業務 (8) 日本における海外の芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、スポーツ選手、学者、芸術家、作家、映像技術者等の斡旋及びマネジメント (9) 各種イベントの企画、制作、運営、管理及びコンサルティング (10) 情報通信関連の電子機器の開発・製造・販売 (11) 情報通信関連のソフトウェアの企画、立案、開発、販売 (12) 情報通信関連事業の運営、管理 (13) 情報通信関連のコンサルティング (14) コンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）・映像ソフトウェア・音楽ソフトウェア・ゲームソフトウェア・コンピュータソフトウェアの企画・制作及び販売・輸出入 (15) 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業 (16) 著作権、著作隣接権、工業所有権その他の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介業 (17) 物流事業に関する経営コンサルタント業 (18) インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業 (19) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守 (20) インターネットのホームページの企画制作及び運営管理 (21) ウェブサイトの企画、設計、開発、運営及び販売 (22) インターネットのコンテンツの企画・制作・運営 (23) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売 (24) 広告代理店業 (25) 古物の売買 (26) 動産の賃貸借、管理及び仲介業 (27) 労働者派遣事業 (28) 前各号に附帯・関連する一切の業務		
発行可能株式総数	1万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1株		
	発行済株式の総数 301株 各種の株式の数 普通株式 1株 A種類株式 300株	平成23年 9月12日変更	
		平成23年10月14日登記	
資本金の額	金1万円		
	金301万円	平成23年 9月12日変更	
		平成23年10月14日登記	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 7500株 A種類株式 2500株 (A種類株式にかかる剰余金の配当等) ①当会社は本条に定める剰余金の配当を行うときは、A種類株式を有する株主（以下、「A種類株主」という。）又はA種類株式の登録質権者（以下、		

	「A種登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通登録質権者」という。)に優先して、A種類株式1株につき年1,000円を上限として、発行に際して株主総会の決議で定める額の配当金(以下、「A種類配当金」という。)を支払う。 ②ある事業年度においてA種類株主又はA種登録質権者に対し支払う配当の額がA種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度に累積しない。 ③A種類株主又はA種登録質権者に対しては、A種類配当金を超えて剰余金の配当は行わない。 (残余財産の分配) ①当会社の残余財産を分配するときは、A種類株主又はA種登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に優先して、A種類株式1株につき、10,000円を支払う。 ②A種類株主又はA種登録質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。 (議決権) A種類株主は、法令による別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有しない。 (強制取得(強制償還)) 当会社は、平成28年8月1日以降、A種類株式の全部又は一部をいつでも取得できるものとし、当会社はA種類株式の取得をするのと引換えに、金銭の交付をするものとする。		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	李 峻 碩	
	取締役	東 龍 一 郎	
			平成23年 9月30日辞任
			平成23年10月14日登記
	東京都港区芝浦四丁目21番1号芝浦アイランドグローヴタワー4713号 代表取締役 李 峻 碩		
登記記録に関する事項	設立	平成23年 8月 8日登記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。